

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	後期高齢者医療制度における、葬祭費支給のための電算処理システムの導入について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課：健康部高齢者医療保険制度準備担当）
担当者 山 村 内線（3862）

事業の概要

事業名	後期高齢者医療制度における、葬祭費支給のための電算処理システムの導入について
担当課	高齢者医療保険制度準備担当
目的	システムの導入により、葬祭費の支給を適正かつ効率的に行うため
対象者	後期高齢者医療制度の被保険者の葬儀を行った者
事業内容	<p>後期高齢者医療制度における葬祭費の支給については、</p> <p>現行の国民健康保険制度における葬祭費の支給額が区市町村ごとに相違していること 葬祭費の支給にかかる経費が保険料に加算されること などから、後期高齢者医療の保険者である広域連合では実施せず、新宿区として各区市町村の判断に委ねられた。</p> <p>これまで新宿区では、75歳以上の高齢者を含めた国民健康保険の被保険者に対して葬祭費を支給している。このような実態や、葬祭費の負担感を考慮して、新宿区として葬祭費を支給する方向で検討している。</p>

件名 後期高齢者医療制度における、葬祭費支給のための電算処理システムの導入について

保有課(担当課)	健康部高齢者医療保険制度準備担当
登録業務の名称	後期高齢者医療制度における葬祭費の支給
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 後期高齢者医療保険制度の被保険者の葬儀を行った者</p> <p>2 記録項目 死亡年月日、支給年月日、口座情報、受取人住所、受取人氏名、受取人電話番号</p> <p>3 記録するコンピュータ 後期高齢者医療システムのサーバ機</p>
新規開発・追加・変更の理由	対象者数は、平成20年度の見込みで2,100件であり、今後増加することが推測される。この件数を手処理で行った場合には、誤支給や重複支給が発生するだけでなく、支給までの事務処理に時間がかかり、区民サービスの低下を招いてしまうため、システムにより正確かつ迅速な事務処理を行う。
新規開発・追加・変更の内容	平成20年4月に本稼働予定の「後期高齢者医療システム」に、葬祭費の申請受付、支給、照会の機能を有するパッケージを組み込む。 死亡者の基本項目は後期高齢者医療システムと共有する。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	テストにはダミーデータを使用する。
新規開発・追加・変更の時期	平成20年4月